




## 板橋区における区立中学校の特別支援教室について

平成28年2月に策定された「東京都発達障害教育推進計画」及び平成29年2月に策定された「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、平成30年度から平成33年度までに区立中学校全校に特別支援教室を設置し、巡回指導が順次開始される。

板橋区においては、情緒障がい等通級指導学級が設置されている3校（板橋第三中学校、桜川中学校、高島第二中学校）を特別支援教室の拠点校とし、平成30年度から特別支援教室巡回校3校を指定し、巡回指導を試行開始する。

平成30年度特別支援教室の拠点校、巡回校は次のとおりとする。

拠点校		巡回校
板橋第三中学校		志村第四中学校
桜川中学校		上板橋第二中学校
高島第二中学校		西台中学校

※矢印のとおり、拠点校から巡回校へ巡回指導を行う。

各拠点校は、週1回を巡回指導とし、それ以外の日は情緒障がい等通級指導学級として指導を継続する。

平成31年度以降の巡回校については、巡回指導の試行開始等の状況と、各中学校の状況を考慮し、巡回指導を開始する前々年度に決定する。